

第 84 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

梅田サウス カンファレンスルーム
(大阪梅田ツインタワーズ・サウス11階)
大阪市北区梅田一丁目13番1号

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使に関するお願い

インターネット等または書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時30分まで

その他本株主総会における対応につきましては、次ページをご参照ください。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/5310/>

株主様全体の公平性への配慮から、総会ご出席株主様へのお土産を廃止とさせていただいております。
何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(証券コード 5310)

2026年3月10日

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目13番1号

東洋炭素株式会社

代表取締役会長兼社長兼CEO 近 藤 尚 孝

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第84期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyotanso.co.jp/IR/meeting.html>



WEB



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5310/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名「東洋炭素」または証券コード「5310」を入力・検索し、「基本情報」、
「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



敬 具

記

1. 日 時	2026年3月27日(金曜日) 午前10時 受付開始: 午前9時30分
2. 場 所	大阪市北区梅田一丁目13番1号 梅田サウス カンファレンスルーム(大阪梅田ツインタワーズ・サウス11階)
3. 目的事項	報告事項 1. 第84期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、前ページの各ウェブサイトにて修正をした旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。これらの事項は、「第84期定時株主総会招集ご通知【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】」に掲載しております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、上記の書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しない事項は、監査役および会計監査人の監査の対象に含まれております。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

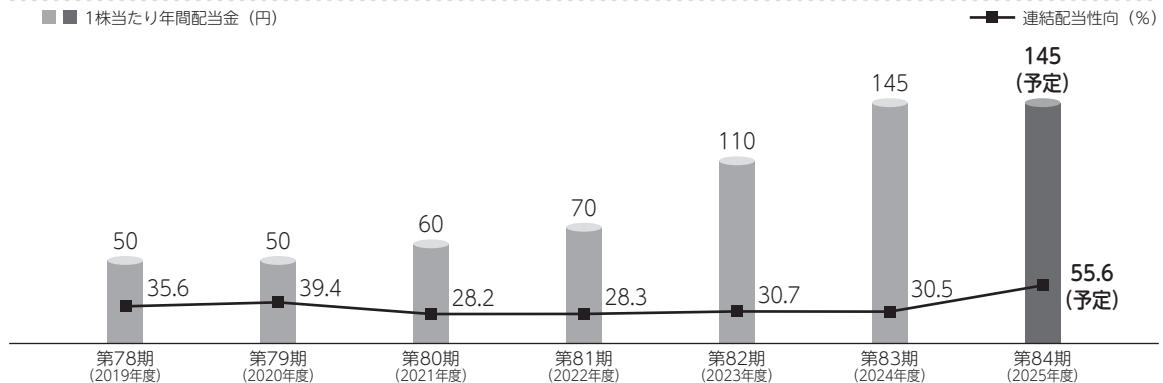
当社は、長期的な競争力の強化と企業価値の向上を目的として、戦略的に投資を行うとともに、各事業年度の経営成績、将来の事業展開や経営基盤の強化に向けた資金需要等を総合的に勘案し、配当性向40%以上の安定した利益還元を継続して行うことを基本方針としております。内部留保金につきましては、生産関連設備投資、新製品開発および研究開発投資等に充当する所存であります。

上記の方針ならびに当期経営成績を踏まえ、当期の配当につきましては、1株につき145円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 145円 配当総額 3,040,971,320円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月30日

□ [ご参考] 1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役5名のうち3名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会の 出席状況
1	再任 近 藤 尚 孝 こん どう なお たか	代表取締役会長 兼 社長 会長執行役員 社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 管理本部担当 兼 グローバル営業本部担当	100% (17回/17回)
2	再任 濱 田 達 郎 はま だ たつ ろう	取締役 専務執行役員 経営企画本部長 技術本部担当 兼 生産本部担当	100% (17回/17回)
3	再任 社外 独立 内 藤 牧 男 ない どう まき お	社外取締役	100% (17回/17回)
4	再任 社外 独立 高 坂 佳郁子 こう さか けいこ	社外取締役	100% (17回/17回)
5	新任 社外 独立 今 井 和 弘 いま い かず ひろ	社外監査役	100% (17回/17回)

(注) 今井和弘氏の取締役会出席状況は、監査役としてのものです。

候補者番号

1

こんどう なおたか
近藤 尚孝
(1957年5月5日生)

所有する当社の株式数 1,220,537株
在任年数
(本総会終結時) 8年
取締役会出席状況 17/17回



再任

■ 略歴、当社における地位および担当

1980年4月 三井物産(株)入社
1985年12月 当社入社
1994年3月 取締役
2000年11月 常務執行役員
2001年8月 取締役
2002年3月 常務取締役
2003年7月 専務取締役
 9月 専務執行役員
2007年1月 NTコーポレーション(株)代表取締役(現任)
 8月 当社代表取締役 取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐
2008年3月 営業本部長
2009年8月 取締役社長 社長執行役員
2012年6月 相談役
2013年1月 自然電力(株)取締役
 5月 当社退社
 11月 ヒアメカニクス(株)代表取締役社長
2014年12月 同社会長
2015年3月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー取締役
2017年5月 自然電力(株)監査役
2018年3月 当社取締役会長(現任)
 4月 代表取締役(現任) 会長執行役員(現任)
 最高経営責任者(CEO)(現任)
 5月 取締役社長(現任) 社長執行役員(現任)
2018年6月 精工碳素股份有限公司董事長
2024年3月 当社管理本部担当 兼 グローバル営業本部担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

NTコーポレーション(株)代表取締役

取締役候補者とした理由

近藤尚孝氏は、経営者としての豊富な経験・知見を有しており、2018年の当社代表取締役就任以降、強力なリーダーシップを発揮し、コーポレート・ガバナンス強化の取り組みや成長戦略の実行を牽引してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2



再任

は ま だ た つ ろ う
濱田 達郎
(1957年10月30日生)

所有する当社の株式数 3,318株
在任年数 7年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1983年4月 (株)ブリヂストン入社
1995年2月 BRIDGESTONE/FIRESTONE, INC. (現BRIDGESTONE AMERICAS, INC.) アクロン中央研究所リードアドバイザー
(株)ブリヂストンタイヤ材料開発本部タイヤ材料開発部長
2004年4月 同社タイヤ材料開発本部長
2007年7月 同社内製事業本部長
2009年7月 同社執行役員 内製事業担当
2010年7月 同社執行役員 内製事業担当
2011年5月 同社タイヤ基礎開発担当
2015年1月 同社CTO管掌付き
2017年1月 同社中央研究所担当
9月 当社入社 執行役員 開発本部担当
2018年4月 開発本部材料開発部長
9月 グローバル開発本部長
2019年2月 経営企画本部長 (現任)
3月 取締役 (現任) グローバル開発本部担当
6月 TOYO TANSO EUROPE S.P.A.代表取締役会長 (現任)
2021年8月 上海東洋炭素有限公司董事長
上海東洋炭素工業有限公司董事長
東洋炭素 (浙江) 有限公司董事長
2021年11月 当社グローバル営業本部担当
2023年6月 経営企画本部グローバルサプライチェーン推進部担当
2024年1月 上席執行役員
3月 専務執行役員 (現任)
12月 グローバル開発本部担当 兼 生産本部担当
2025年4月 TOYO TANSO FRANCE S.A. 代表取締役社長 (現任)
当社技術本部担当 兼 生産本部担当 (現任)

■ 重要な兼職の状況

TOYO TANSO EUROPE S.P.A.代表取締役会長
TOYO TANSO FRANCE S.A. 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

濱田達郎氏は、タイヤメーカーにおいて、長きにわたり開発部門に携わるとともに、執行役員や事業本部長の経験を有しており、当社入社後も、技術開発の改革や事業発展、また、経営戦略推進の取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ないとう まきお
内藤 牧男
(1957年10月11日生)

所有する当社の株式数 195株
在任年数 3年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回



再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 (株)細川粉体工学研究所(現ホソカワミクロン(株))入社
1993年 7月 同社退社
8月 財団法人ファインセラミックセンター試験研究所入所
2001年 4月 同所副所長
2002年 5月 同所退所
6月 大阪大学(現国立大学法人大阪大学)接合科学研究所ナノ粒子ボンディング技術寄附研究部門教授
2005年 4月 国立大学法人大阪大学接合科学研究所附属スマートプロセス研究センター(現多次元造形研究センター)教授
(株)栗本鐵工所入社
同社ナノ・材料研究所所長
12月 ホソカワミクロン(株)取締役
2007年 4月 国立大学法人大阪大学接合科学研究所附属スマートプロセス研究センター(現多次元造形研究センター)長
11月 (株)栗本鐵工所退社
2009年 4月 国立大学法人大阪大学接合科学研究所副所長
2023年 3月 当社社外取締役(現任)
4月 国立大学法人大阪大学名誉教授(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

内藤牧男氏は、産業機器メーカーの研究職・経営者としての職務経験に加え、教授を務めていた大阪大学で粉体工学に関する研究に長く携わるなど、専門家としての豊富な学識経験を有しており、当社の経営全般に関して客観的な視点で業務遂行に対する監督機能を適切に果たし、経営全般への議論・検討への貢献が期待できることから、当社事業の発展のための有益な助言をいただけるものと判断して、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

4



再任

社外

独立役員

こうさか けいこ
高坂 佳郁子
(1976年9月20日生)

所有する当社の株式数 1,039株
在任年数 (本総会終結時) 4年
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

- 2002年10月 弁護士登録
色川法律事務所(現弁護士法人色川法律事務所)入所
- 2009年1月 色川法律事務所(現弁護士法人色川法律事務所)パートナー
- 2016年6月 日本山村硝子(株)社外監査役
- 2017年6月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)
アジア太平洋トレードセンター(株)社外監査役(現任)
- 2018年3月 当社社外監査役
- 6月 (株)ファルコホールディングス社外監査役
- 2020年1月 弁護士法人色川法律事務所社員弁護士(現任)
- 2021年6月 (株)ファルコホールディングス社外取締役(監査等委員)
(現任)
- 2022年3月 当社社外取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人色川法律事務所社員弁護士
日本山村硝子(株)社外取締役(監査等委員)
アジア太平洋トレードセンター(株)社外監査役
(株)ファルコホールディングス社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高坂佳郁子氏は、当社および他社における社外取締役および社外監査役としての豊富な経験を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野の弁護士として長年にわたり培われた知識および経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者としたしました。

また、同氏が所属する弁護士法人色川法律事務所、社外取締役(監査等委員)を務める日本山村硝子(株)および(株)ファルコホールディングス、ならびに社外監査役を務めるアジア太平洋トレードセンター(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

候補者番号

5



新任

社外

独立役員

いまい かずひろ
今井 和弘
(1951年12月12日生)

所有する当社の株式数 0株
監査役としての在任年数 4年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1970年 4月 大阪国税局入局
1995年 7月 大淀税務署法人課税第一部門統括国税調査官
2003年 7月 田辺税務署長
2011年 7月 大阪国税局徴収部部長
2012年 7月 大阪国税局徴収部部長退官
8月 税理士登録
今井税理士事務所設立
同事務所税理士（現任）
2022年 3月 当社社外監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

今井税理士事務所税理士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

今井和弘氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務・会計に関する幅広い知識・経験を有しております。また、2022年からの当社社外監査役としての経験から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は本総会終結の時をもって、任期満了により当社社外監査役を退任いたします。

また、同氏が所属する今井税理士事務所と当社との関係について特記すべき事項はございません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 内藤牧男氏、高坂佳郁子氏および今井和弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年1月31日現在の実質持株数を記載しております。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、内藤牧男氏、高坂佳郁子氏および今井和弘氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。3氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (2)社外取締役候補者の独立性について
- ①当社は、内藤牧男氏、高坂佳郁子氏および今井和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ②内藤牧男氏は、当社取引先であるホソカワミクロン(株)に在籍しておりましたが2014年12月に同社を退社しております。また、当社の第84期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）における当社と同社との間の取引金額は約51百万円であり、当社および同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合はいずれも1%未満であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
6. 高坂佳郁子氏は、過去に当社の非業務執行役員（監査役）であったことがあります。また、今井和弘氏は現在当社の非業務執行役員（監査役）であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名 ふりがな	当社における地位	監査役会の 出席状況
1	再任	ぼう き とし み 坊 木 斗志己	常勤監査役	100% (13回/13回)
2	再任 社外 独立	うえ むら じゅん こ 植 村 淳 子	社外監査役	100% (13回/13回)
3	新任 社外 独立	ふな とみ こう じ 船 富 康 次	—	—

候補者番号

1

ぼう き と し み
坊木 斗志己
(1960年2月24日生)

所有する当社の株式数 2,200株
在任年数 4年
(本総会終結時)
監査役会出席状況 13/13回



再 任

■ 略歴、当社における地位

1996年11月 当社入社
2002年2月 TOYO TANSO USA,INC. Director of Finance
& Administration
2005年6月 当社経理部長
2006年8月 執行役員
2015年5月 米国公認会計士登録
2017年7月 上海東洋炭素有限公司副総経理
上海東洋炭素工業有限公司副総経理
東洋炭素(浙江)有限公司副総経理
2020年1月 当社管理本部副本部長
3月 理事管理本部副本部長
2022年3月 当社常勤監査役(現任)

監査役候補者とした理由

坊木斗志己氏は、当社入社以来長年にわたる財務・経理部門の要職歴任により培った豊富な知識と経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

うえむら じゅんこ
植村 淳子 (現姓:岡野)
(1982年9月3日生)

所有する当社の株式数 0株
在任年数 (本総会終結時) 4年
監査役会出席状況 13/13回



再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位

2008年12月 弁護士登録
シティユーワ法律事務所入所
2011年10月 弁護士法人関西法律特許事務所入所
2018年1月 弁護士法人関西法律特許事務所パートナー (現任)
2022年3月 当社社外監査役 (現任)
2025年6月 宮地エンジニアリンググループ(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人関西法律特許事務所パートナー
宮地エンジニアリンググループ(株)社外取締役 (監査等委員)

社外監査役候補者とした理由

植村淳子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を中心とした法務に関する幅広い知識・経験および他社における社外取締役としての経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して、社外監査役候補者いたしました。

また、同氏が所属する弁護士法人関西法律特許事務所および社外取締役(監査等委員)を務める宮地エンジニアリンググループ(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

候補者番号

3

ふなとみ こうじ
船富 康次

(1961年3月29日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位

1983年4月 大阪国税局入局
2012年7月 田辺税務署長
2020年7月 大阪国税局課税第二部長
2021年8月 税理士登録
船富康次税理士事務所開業
2022年1月 (株)ジェイ・エス・ビー社外監査役
2023年6月 グンゼ(株)社外監査役(現任)

■ 重要な兼職の状況

船富康次税理士事務所税理士
グンゼ(株)社外監査役

社外監査役候補者とした理由

船富康次氏は、社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、税務署長等を歴任された経験および税理士として財務・会計に関する幅広い知識ならびに他社における社外監査役としての経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、社外監査役候補者いたしました。

また、同氏が所属する船富康次税理士事務所および社外監査役を務めるグンゼ(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 植村淳子氏および船富康次氏は、社外監査役候補者であります。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年1月31日現在の実質持株数を記載しております。
5. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)社外監査役候補者との責任限定契約について
- 当社は、植村淳子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、船富康次氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (2)社外監査役候補者の独立性について
- 植村淳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、船富康次氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
6. 植村淳子氏は、婚姻により岡野姓となりましたが、弁護士などの業務を旧姓で行っております。

取締役および監査役が有する専門性・経験分野のスキル・マトリックス

地 位	氏 名	性別	経営全般	重点事業/ 業界経験 (材料業界)	グローバル 経 営	営業販売/ マーケティング	R & D / 生 産 技 術	品質管理/ 調達・物流	サステナ ビリティ (E S G)	I T / A I ・ I o T / D X	法務/ リスク 管理 等	財務/ 人事 等	監査 / 税務 / 等
取締役会長兼社長 (代表取締役)	近藤 尚孝	男性	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
取締役	濱田 達郎	男性	◎	○	◎	○	◎		◎				
社外取締役	内藤 牧男	男性	○	◎	◎		◎		◎				
社外取締役	高坂 佳郁子	女性	○						◎		◎		
社外取締役	今井 和弘	男性	○						◎	◎	◎		◎
常勤監査役	坊木 斗志己	男性						◎		◎			◎
社外監査役	植村 淳子	女性							○		◎		
社外監査役	舩富 康次	男性									○		◎

(注) 特に専門性・経験度合いの高い分野4つまでを◎にて記載しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年3月29日開催の第80期定時株主総会において補欠監査役に選任された舩富康次氏の選任の効力は本総会開始の時までとされていますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

た か は し ま さ る
高橋 勝
(1952年12月6日生)

所有する当社の株式数 100株

■ 略歴、当社における地位

1980年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所
2003年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員
2014年4月 亜細亜大学大学院特任教授
2018年1月 公認会計士高橋勝事務所代表(現任)
6月 福井コンピュータホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)(現任)
2020年4月 (株)メンタルヘルステクノロジーズ社外監査役(現任)
明治大学会計大学院講師
2021年3月 センクサス監査法人統括代表社員(現任)
7月 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED社外取締役(現任)
2022年4月 公認会計士修了考査監査運営委員

■ 重要な兼職の状況

公認会計士高橋勝事務所代表
福井コンピュータホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)
(株)メンタルヘルステクノロジーズ社外監査役
センクサス監査法人統括代表社員
NISSIN FOODS COMPANY LIMITED社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

高橋勝氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年培われた財務・会計に関する幅広い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。高橋勝氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 高橋勝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
高橋勝氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。
- (2)社外監査役候補者の独立性について
高橋勝氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は、過去に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツでの勤務経験がありますが、2017年12月に退所しており、同取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、独立性を有しているものと判断しております。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度においては、世界景気は緩やかな持ち直し基調となったものの、一部地域において足踏みが見られた他、米国の通商政策の影響が懸念される等、先行き不透明な状況が継続しました。

当企業グループを取り巻く事業環境は、エレクトロニクス分野では、生成AI向けの最先端品等一部用途の需要は旺盛ながら、半導体市場全般では調整が継続し、シリコン半導体やSiC半導体等の用途は低調な動きとなりました。また、自動車産業の稼働や企業の設備投資には底堅さが見られる一方で、世界経済の不確実性にとまなう停滞感も漂う中、モビリティ分野や一般産業分野の需要は緩やかなものに留まりました。

このような状況の中、当企業グループでは、製品・用途構成のバランスをコントロールしながら外部環境の変化に対応し、需要を取り込んでまいりました。また、技術革新に追随しうる高付加価値製品の増強・開発に取り組むとともに、生産性向上によるコスト競争力の向上を図る等、高度化する顧客ニーズに対し、製造・販売・開発が一体となり付加価値の高いソリューションを提供してまいりました。加えて、事業体質の強化を図るべく、第4四半期において、中国連結子会社のカーボンブラシ事業にて生産体制の最適化に向けた人員整理を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高46,189百万円（前期比13.0%減）、営業利益6,759百万円（同44.8%減）、経常利益8,091百万円（同40.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5,464百万円（同45.1%減）となりました。

売上高

46,189百万円
(前期比13.0%減) 

営業利益

6,759百万円
(前期比44.8%減) 

経常利益

8,091百万円
(前期比40.0%減) 

親会社株主に帰属する当期純利益

5,464百万円
(前期比45.1%減) 

当連結会計年度における製品商品別の概況は以下のとおりであります。
(製品商品別売上高)

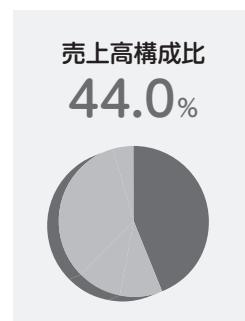
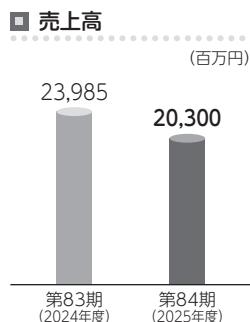
製品商品分類	売上高	前期比増減	売上高構成比
特殊黒鉛製品	20,300百万円	15.4%減	44.0%
一般カーボン製品 (機械用カーボン分野)	4,226百万円	3.3%増	9.1%
一般カーボン製品 (電気用カーボン分野)	4,356百万円	13.0%減	9.4%
複合材その他製品	15,322百万円	15.7%減	33.2%
商 品	1,983百万円	8.5%増	4.3%
合 計	46,189百万円	13.0%減	100.0%

■ 特殊黒鉛製品

エレクトロニクス分野は、SiC半導体向けの化合物半導体製造用や単結晶シリコン製造用が大幅に減少したこと等により、前期比28.2%減となりました。

一般産業分野は、工業炉用等の冶金用が堅調に推移したものの、放電加工電極が減少したこと等により、前期比6.2%減となりました。

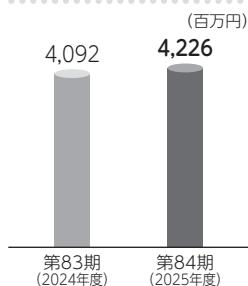
これらの結果、特殊黒鉛製品全体としては、前期比15.4%減となりました。



■ 一般カーボン製品（機械用カーボン分野）

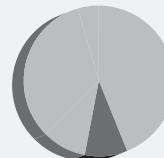
機械用カーボン分野は、軸受やパンタグラフ用すり板が堅調に推移したこと等により、前期比3.3%増となりました。

■ 売上高



売上高構成比

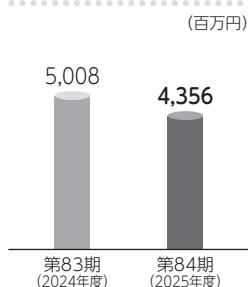
9.1%



■ 一般カーボン製品（電気用カーボン分野）

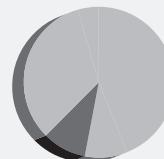
電気用カーボン分野は、家電・電動工具向けの小型モーター用等が減少したこと等により、前期比13.0%減となりました。

■ 売上高



売上高構成比

9.4%

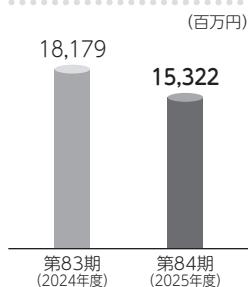


■ 複合材その他製品

SiCコーティング黒鉛製品は、シリコン半導体向けが増加したものの、SiC半導体向けが大幅に減少したこと等により、前期比大幅減となりました。C/Cコンポジット製品は、半導体用は堅調だったものの、工業炉用が減少したこと等により、前期比減となりました。黒鉛シート製品は、自動車用や半導体用、冶金用は底堅く推移したものの、特殊用途が減少したこと等により、前期比減となりました。

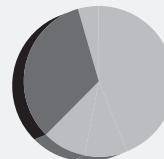
これらの結果、主要3製品は前期比20.0%減となり、複合材その他製品全体としては、前期比15.7%減となりました。

■ 売上高



売上高構成比

33.2%



(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の投資資金は自己資金および借入金によりまかなっており、長期借入金として5,400百万円の資金調達を行いました。

詫間事業所	製造設備の増設等	4,098百万円
東洋炭素生産技術センター	製造設備の増設等	3,269百万円
いわき工場	製造設備の新設等	788百万円
TOYO TANSO USA, INC.	製造設備の更新等	565百万円
TOYO TANSO EUROPE S.P.A.	製造設備の増設等	172百万円
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	製造設備の更新等	160百万円

- ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

(3) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当企業グループは、「C（カーボン）の可能性を追求し世界に貢献すること」を経営理念とし、「どこにもないモノをつくる」という創業来のパイオニア精神を連綿と受け継ぎ、最高の品質と技術を誰よりも先に提供し、人々の暮らしをより豊かにすることで、広く社会に貢献できる企業を目指しております。

② 目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略および会社の対処すべき課題

当企業グループを取り巻く事業環境は、地政学的リスクや気候変動リスクの高まり等、世界全体を覆う重大な課題にさらされており、今後も不透明かつ不安定な状況が続くと見られます。一方で、これら課題への対応も含めて産業構造やライフスタイルの変化が生じており、デジタル社会や循環型社会の急速な進展はその顕著な一例であります。当企業グループの事業分野においても、エレクトロニクスやエネルギー、モビリティ等の分野を中心に、新たなニーズの出現や技術革新の進展による事業機会の創出・増加が見込まれております。

当企業グループでは、これらの環境変化をチャンスと位置付け、その動きを機敏に捉えて、変化・高度化する市場のニーズや要請に応える高付加価値な技術・製品をグローバルに提供することにより、大きな成長を目指してまいり所存です。そのためにも、事業環境や市況の変化に左右されない事業ポートフォリオの構築、ならびにグループ全体におけるガバナンス体制と経営基盤の強化が課題であると認識しております。

中長期的な経営戦略につきましては、これらの環境認識と課題を踏まえ、2030年経営Vision『「どこにもないものを、あるに」地球に優しい製品と技術で世界No.1』のもと、会社方針に掲げる「グローバル企業になる」「世のため、社会のためになる」「強い会社になる」ことを実現するべく、高成長・高付加価値事業の拡大、省エネ・省人化等を含めた生産技術革新・競争力強化、ならびに海外展開強化等の取り組みを着実に進めてまいり所存です。そしてこれらの取り組みを支えるグローバル人材の育成を強化してまいります。

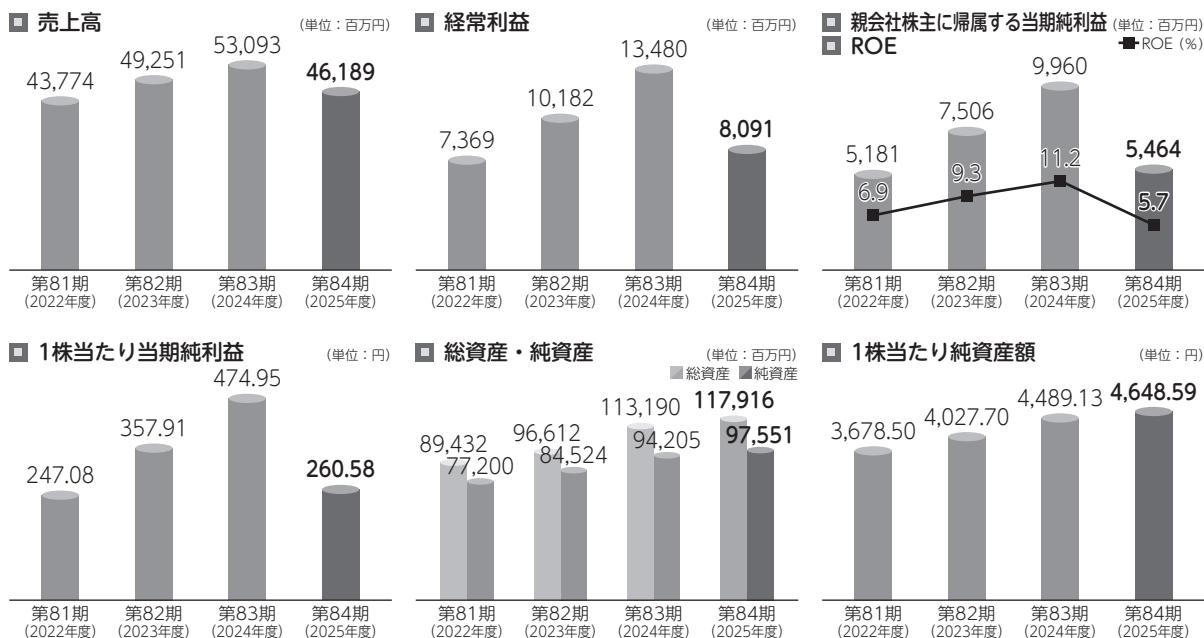
事業を通じて環境・社会に貢献する企業として、「さらなる成長」と「企業価値および社会的価値の拡

大」を目指し、目標とする経営指標につきましては、2030年に売上高740億円、営業利益180億円を達成し、全社でのROEは10%以上とすることを掲げております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第 81 期 2022年12月期	第 82 期 2023年12月期	第 83 期 2024年12月期	第84期(当連結会計年度) 2025年12月期
売 上 高 (百万円)		43,774	49,251	53,093	46,189
経 常 利 益 (百万円)		7,369	10,182	13,480	8,091
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		5,181	7,506	9,960	5,464
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		247.08	357.91	474.95	260.58
総 資 産 (百万円)		89,432	96,612	113,190	117,916
純 資 産 (百万円)		77,200	84,524	94,205	97,551
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		3,678.50	4,027.70	4,489.13	4,648.59
R O E (自 己 資 本 利 益 率) (%)		6.9	9.3	11.2	5.7

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。



(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 社 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東 炭 化 工 株 式 会 社	65百万円	100.0%	炭素製品の製造
大 和 田 カ ー ボ ン 工 業 株 式 会 社	18百万円	100.0%	炭素製品の製造
TOYO TANSO USA, INC.	107千米ドル	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO EUROPE S.P.A.	500千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO FRANCE S.A.	200千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	3,100千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
上 海 東 洋 炭 素 有 限 公 司	122,754千人民元	100.0% (30.0%)	炭素製品の製造販売
上 海 東 洋 カ ー ボ ン 貿 易 有 限 公 司	1,000千人民元	100.0% (100.0%)	炭素製品の販売
上 海 東 洋 炭 素 工 業 有 限 公 司	49,660千人民元	100.0%	炭素製品の製造販売
東 洋 炭 素 (浙 江) 有 限 公 司	36,760千人民元	100.0%	炭素製品の製造
成 都 東 洋 炭 素 工 業 有 限 公 司	13,733千人民元	100.0% (75.0%)	炭素製品の製造販売
精 工 碳 素 股 份 有 限 公 司	18,750千台湾ドル	97.2% (2.8%)	炭素製品の製造販売

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。
2. 2025年7月に、上海東洋カーボン貿易有限公司を設立いたしました。

(6) 主要な事業内容

当企業グループは、主に等方性黒鉛材料を素材として、高機能分野におけるカーボン製品の製造・加工・販売を主たる事業としております。

(7) 主要な営業所および工場

東洋炭素株式会社	本 社	大阪市北区梅田一丁目13番1号
	営 業 所	大阪営業所、東京営業所、東北営業所（宮城県）、北陸営業所（富山県） 名古屋営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）、九州営業所（福岡県）
	事 業 所	詫間事業所（香川県）
	工 場	萩原工場（香川県）、いわき工場（福島県）
	研 究 セ ン タ ー	東洋炭素生産技術センター（香川県）、近藤照久記念東洋炭素総合開発センター（大阪市）
東炭化工株式会社	本 社	香川県三豊市
大和田カーボン工業株式会社	本 社	大阪府豊中市
TOYO TANSO USA, INC.	本 社	米国 オレゴン州トラウトデール市
TOYO TANSO EUROPE S.P.A.	本 社	イタリア ミラノ市
TOYO TANSO FRANCE S.A.	本 社	フランス トラップイス市
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	本 社	ドイツ ランゲンズ市
上海東洋炭素有限公司	本 社	中国 上海市
上海東洋カーボン貿易有限公司	本 社	中国 上海市
上海東洋炭素工業有限公司	本 社	中国 上海市
東洋炭素（浙江）有限公司	本 社	中国 浙江省平湖市
成都東洋炭素工業有限公司	本 社	中国 四川省成都市
精工碳素股份有限公司	本 社	台湾 桃園市
TOYO TANSO KOREA CO.,LTD.	本 社	韓国 ソウル市
TOYO TANSO (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ バンクアプリー市
TOYO TANSO SINGAPORE PTE. LTD.	本 社	シンガポール
TOYO TANSO MEXICO S.A. DE C.V.	本 社	メキシコ グアナファト州
PT. TOYO TANSO INDONESIA	本 社	インドネシア 西ジャワ州

子
会
社



(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,678名	107名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
976名	25名減	40.9歳	15.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,620百万円
株式会社百十四銀行	1,393百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,131百万円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の主な借入先の状況を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,992,588株 (自己株式20,372株を含む)
 (3) 株主数 13,961名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,009,600株	9.58%
近 藤 朋 子	1,560,704株	7.44%
近 藤 尚 孝	1,220,376株	5.82%
近藤ホールディングス株式会社	1,165,000株	5.55%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,031,600株	4.92%
公益財団法人近藤記念財団	834,000株	3.98%
N T コーポレーション株式会社	626,000株	2.98%
近 藤 孝 子	620,060株	2.96%
森 田 純 子	600,044株	2.86%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	413,400株	1.97%

(注) 持株比率は自己株式 (20,372株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長兼社長 (代表取締役)	近 藤 尚 孝	最高経営責任者（CEO） 管理本部担当 兼 グローバル営業本部担当 NTコーポレーション株式会社代表取締役
取 締 役	濱 田 達 郎	経営企画本部長 技術本部担当 兼 生産本部担当 TOYO TANSO EUROPE S.P.A.代表取締役会長 TOYO TANSO FRANCE S.A.代表取締役社長
取 締 役	松 尾 修 介	
取 締 役	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所社員弁護士 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員） アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外取締役（監査等委員）
取 締 役	内 藤 牧 男	
常 勤 監 査 役	坊 木 斗 志 己	
監 査 役	今 井 和 弘	税理士 今井税理士事務所税理士
監 査 役	植 村 淳 子	弁護士法人関西法律特許事務所パートナー 宮地エンジニアリンググループ株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 松尾修介氏、高坂佳郁子氏および内藤牧男氏は社外取締役であり、また東京証券取引所規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
2. 監査役 今井和弘氏および植村淳子氏は社外監査役であり、また東京証券取引所規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
3. 監査役 今井和弘氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 松尾修介氏、高坂佳郁子氏および内藤牧男氏ならびに監査役 今井和弘氏および植村淳子氏の重要な兼職の状況と当社との関係は、後記(6) 社外役員に関する事項に記載しております。

5. 2025年12月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※ 会長執行役員 社長執行役員	近 藤 尚 孝	最高経営責任者（CEO） 管理本部担当 兼 グローバル営業本部担当 NTコーポレーション株式会社代表取締役
※ 専務執行役員	濱 田 達 郎	経営企画本部長 技術本部担当 兼 生産本部担当 TOYO TANSO EUROPE S.P.A. 代表取締役会長 TOYO TANSO FRANCE S.A. 代表取締役社長
常務執行役員	橋 上 浩	管理本部長 秘書室長 人事部担当 兼 総務部担当 兼 法務部担当 兼 貿易管理部担当 兼 財務経理部担当 兼 情報システム部担当
常務執行役員	佐々木 旭	グローバル営業本部長 営業統括部担当
上席執行役員	島 田 正 志	技術本部長 素材開発部担当 兼 プロセス技術開発部担当
執行役員	曾 根 清 文	生産本部長 素材製造部担当 兼 PF製造部担当 東炭化工株式会社代表取締役会長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役会長
執行役員	喜 久 秀 樹	グローバル営業本部副本部長 国内営業部担当 兼 海外営業部担当 兼 産業用ブラシ販売促進部担当
執行役員	高 多 学	経営企画本部副本部長 企画部長 グローバルサプライチェーン推進部担当 兼 グローバル事業戦略部担当 兼 サステナビリティ推進部担当 精工碳素股份有限公司董事長
執行役員	町 野 洋	技術本部副本部長 機能材料開発部長 アプリケーション・エンジニアリング部担当
執行役員	村 田 雄 輔	技術本部副本部長 開発企画部長 分析研究部担当 兼 技術開発部担当
執行役員	圖 子 聰 能	生産本部副本部長 加工部担当 兼 業務管理部担当 兼 先進エネルギー部担当

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2024年1月25日開催の取締役会において中長期インセンティブ報酬への業績指標の追加ならびにESG指標の新設を決議し、2025年3月28日開催の取締役会において短期インセンティブ報酬の業績指標の一部について変更することを決議しました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 報酬の決定に関する基本方針

企業価値の持続的な向上と社会の持続的発展への貢献に向けた健全なインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬については、基本報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての短期インセンティブ報酬ならびに中長期インセンティブ報酬により構成し、業績連動報酬の指標については当該事業年度における業績および、中長期的な業績との連動性を高めることを目的とし、選択するものとする。監督機能を担う非業務執行取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬としての月例報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任中の評価に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期インセンティブ報酬として各事業年度終了後の一定の時期に支給する金銭の額は、業績目標を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～150程度で変動するものとする。業績評価指標は、単年度の販売実績の成果を表す「売上目標の達成率」、収益力を示す「営業利益目標の達成率」ならびに「役員毎の個人評価」とし、経営環境や各役員の役割の変化等に応じて適宜見直しを検討することとする。

中長期インセンティブ報酬として中期経営計画の最終事業年度の翌年に支給する金銭の額は、業績目標

を達成した場合に支給する額を100とすると、その程度に応じて概ね0～150程度で変動するものとする。業績評価期間は将来の3から5事業年度以内とし、業績評価期間開始事業年度において業績評価期間最終事業年度の業績目標を設定する。業績評価指標は、中期経営計画で重視する業績指標である「営業利益」、「当社株式成長率（算式：対象期間中の当社株式成長率 ÷ 対象期間中のTOPIX成長率）」、「ROE」ならびに「売上高」に加え、ESG指標である「CDP気候変動スコア」、「グローバルエンゲージメントサーベイ」とし、グループ経営方針の見直しに応じて適宜変更を検討することとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の報酬割合については、上場企業・同規模同業種の相場、会社の収益と財務状況等による支払い能力を踏まえ、各経営分野における優秀なプロフェッショナル人材の確保・維持、社員の適度な上昇志向の促進を可能とする水準とし、報酬額全体に占める①「基本報酬」ならびに、②「業績連動報酬（短期インセンティブ報酬（STI）および中長期インセンティブ報酬（LTI）」の割合は、下表のとおりであり、上位役員ほど変動報酬の割合を高める設計とする。

グレード		報酬比率		
		基本報酬	STI	LTI
G0	会長／CEOグレード	50.0%	35.0%	15.0%
G1	社長グレード	50.0%	35.0%	15.0%
G2	取締役グレード	55.0%	32.5%	12.5%
G3	取締役グレード	55.0%	32.5%	12.5%

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、代表取締役の報酬は、指名・報酬委員会において審議し、各取締役の報酬は、代表取締役が一定の基準のもとに業績等を評価した上で、指名・報酬委員会において審議し、また取締役会においてそれぞれ決定することとする。

(4) 監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、報酬水準の総額決定に関する基本方針を指名・報酬委員会において審議し、取締役会において決定いたします。各監査役の報酬については監査役の協議により決定いたします。

(5) 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	126百万円 (25百万円)	101百万円 (25百万円)	25百万円 (-)	- (-)	5名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	30百万円 (13百万円)	30百万円 (13百万円)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	157百万円 (38百万円)	132百万円 (38百万円)	25百万円 (-)	- (-)	8名 (5名)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標については、「3(3)3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりです。なお、当事業年度における業績評価指標「売上目標の達成率」および「営業利益目標の達成率」の実績はそれぞれ85.8%、68.5%となりました。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2019年3月28日開催の第77期定時株主総会において年額540百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月28日開催の第77期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

(6) 社外役員に関する事項

氏名	重要な兼職の状況と当社との関係	当事業年度における主な活動状況		発言状況および期待される役割の概要
		出席状況		
		取締役会	監査役会	
取松 尾 修 役 介	—	17/17回 (100%)	—	化学メーカーおよび商社の海外子会社における経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所社員弁護士 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員） アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外取締役 （監査等委員）	17/17回 (100%)	—	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取内 藤 牧 役 男	—	17/17回 (100%)	—	粉体工学分野の学識経験者としての専門的見地および経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監今 井 和 役 弘	今井税理士事務所税理士	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監植 村 淳 役 子	弁護士法人関西法律特許事務所パートナー 宮地エンジニアリンググループ株式会社社外取締役 （監査等委員）	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 高坂佳郁子氏、今井和弘氏および植村淳子氏の兼職先である各社および各事務所と当社との間に取引等の関係はございません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(8) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 51百万円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 51百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOYO TANSO USA, INC.、TOYO TANSO EUROPE S.P.A.、TOYO TANSO FRANCE S.A.、GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH、上海東洋炭素有限公司、上海東洋カーボン貿易有限公司、上海東洋炭素工業有限公司、東洋炭素（浙江）有限公司、成都東洋炭素工業有限公司および精工碳素股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守を最優先として、誠実で公正な企業活動を通じて社会に貢献するために、経営方針と行動基準およびコンプライアンス・ガイドブックを定め、これを核として当社グループ全体の内部統制システムの構築に取り組む。
- ② 取締役会は、法令・定款および企業倫理の遵守に関する事項をはじめ、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとし、各取締役の職務執行を監督する。
- ③ 当社は、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性および公正性を高めるとともに、取締役・監査役・執行役員の人事および報酬決定に関するプロセスの透明性を確保する。
- ④ 当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守とリスク管理体制の確立のため、これらを統括する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス上、重要な課題について審議し、方針を決議する。個別のリスクについては、主管部署が管理・対応を行い、リスク・コンプライアンス委員会がこれらを統括する。
- ⑤ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。なお、不当要求などのアプローチを受けた場合は、関係機関と連携し毅然とした対応をとる。
- ⑥ 当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社内教育および研修等の啓発活動を適宜実施する。
- ⑦ 監査役および内部監査部門は、取締役および使用人の業務遂行が法令・定款その他当社規程に従い効率かつ適正に実施されているかどうかについて監査を行う。
- ⑧ 当社グループは、不正行為等の早期発見と是正を図るために、通報者等の保護を徹底した内部通報制度を設置・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実に行うことを目的として、当該情報に関する社内規程を定め、整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、使用人、資産、業務の継続等に多大な影響をもたらすと想定される各種災害およびその他の企業リスクに対し、リスク・コンプライアンス委員会の統括の下、損失の発生および拡大の防止に努めるものとする。

- ② 当社グループは、災害の発生またはその他の企業リスクの顕在化に対し、対策本部を組織し、迅速かつ適切に危機管理にあたるものとする。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループ全体としての経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。意思決定の迅速化を図るため、取締役会は、日常の業務執行を執行役員に委任し、取締役および執行役員の業務執行は、取締役会がこれを監督する。
 - ② 当社子会社は、当社子会社の現地責任者をメンバーに含めた各社の取締役会を定期的を開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程およびこれに付帯する社内規程を制定し、当社グループにおける経営管理体制を整備する。
 - ② 当社グループへの内部監査は、当社規程に基づき、関連部門と連携して、定期または臨時に行うものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者を任命した場合、監査役は、当該補助者に対する指揮命令権ならびに人事異動、人事評価および懲戒処分等に対する同意権を保有することにより、当該補助者の取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社グループの取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他当社監査役の報告に関する体制および当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの取締役および使用人が、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査部門が実施した監査結果または内部通報制度による通報のうち当社監査役が職務遂行上報告を受ける必要がある事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を整備する。
 - ② 前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるとし、報告を求められた取締役および使用人はこれに応じなければならない。
 - ③ 当社監査役は、当社グループの業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と密接な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
 - ④ 当社グループの取締役および使用人は、法令違反行為等に取締役または執行役員が関与し、または関与していると疑われる場合は、通常の内通報ラインのほか当社監査役に通報することができる。

- ⑤ 当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- ⑥ 当社監査役は、職務の執行上必要である予算をあらかじめ定める。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求できる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について検証を行っております。

取締役会（本事業年度は17回開催）において、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務執行および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。

当期においては、監査役による内部統制システムの整備および運用状況の監査により、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。

2. リスク・コンプライアンス体制の推進状況

当社は、「リスク・コンプライアンス基本規程」を制定し、当社および当社グループ会社のリスク管理およびコンプライアンスに関する重要な課題について、当社役員を委員とするリスク・コンプライアンス委員会（本事業年度は4回開催）において審議し、方針を決議しております。

リスク管理については、事業活動に影響を及ぼすリスクの発生状況について、定期的に当社内および当社グループ会社に対しヒアリングを行うとともに、結果をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、経営層の状況把握に努めるとともに、重要事項について同委員会で審議しております。コンプライアンスについては、当社において「コンプライアンス・ガイドブック」を用いた教育研修および啓発活動を定期的を実施し、意識および知識の向上に取り組むとともに、当社グループ会社への啓発活動に努めております。

また、当社では、法令違反・不正行為等の早期発見および未然防止ならびに自浄作用の向上を目的として、内部通報制度を整備しており、社内外に通報窓口を設置しております。

3. 当社グループ会社の管理

当社グループ会社の管理につきましては、当社社内規程である「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社管理部門および各機能部門を中心に選任されたカテゴリーリーダーが牽引役となっており、グループ会社における内部統制システムの運用上の課題に取り組んでいます。具体的には、関係会社管理部門が、年4回、当社グループ会社に対するガバナンスのガイドラインである「マネジメントブック」の定めに基づきカテゴリーリーダーに対し上記課題の進捗状況を確認しているほか、グループ会社に対して行った内部統制等の評価結果および当社執行役員または機能部門の部長が兼務するグループ会社の非常勤役員が日々の事業活動を通じて得た評価結果等を当社取締役会または経営会議で報告しております。

一方、内部監査部門では、グループ会社に対し、3つの防衛線（グループ会社、当社関係会社管理部門および各機能部門ならびに当社内部監査部門）の体制の下、監査計画に基づいたJ-SOX評価および内部監査により重大な欠陥や不備が存在しないことを確認し、その結果を年1回、取締役会に報告しております。

4. 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は「内部統制システムに係る監査の実施基準」および「監査実施方針」に基づく監査を実施するとともに、取締役会および経営会議等重要会議へ出席し、必要に応じ監査の視点から意見を述べております。また、代表取締役および役員等との面談ならびに社外取締役、会計監査人および内部監査部門との定期的な情報交換等により、取締役の職務執行を監査、および内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,045	流動負債	14,642
現金及び預金	15,263	支払手形及び買掛金	1,573
受取手形及び売掛金	15,945	電子記録債務	814
商品及び製品	15,682	短期借入金	831
仕掛品	10,346	1年内返済予定の長期借入金	1,080
原材料及び貯蔵品	4,165	未払金	4,223
その他	1,675	未払法人税等	34
貸倒引当金	△33	賞与引当金	764
		役員賞与引当金	25
		その他	5,295
固定資産	54,871	固定負債	5,723
有形固定資産	48,101	長期借入金	3,764
建物及び構築物	12,336	繰延税金負債	293
機械装置及び運搬具	19,116	退職給付に係る負債	217
土地	7,247	資産除去債務	598
リース資産	1,628	その他	849
建設仮勘定	6,435	負債合計	20,365
その他	1,336	(純資産の部)	
無形固定資産	1,095	株主資本	89,282
投資その他の資産	5,674	資本金	7,947
投資有価証券	795	資本剰余金	9,609
繰延税金資産	882	利益剰余金	71,787
退職給付に係る資産	958	自己株式	△62
その他	3,228	その他の包括利益累計額	8,208
貸倒引当金	△189	その他有価証券評価差額金	417
		為替換算調整勘定	7,793
		退職給付に係る調整累計額	△3
		非支配株主持分	60
資産合計	117,916	純資産合計	97,551
		負債・純資産合計	117,916

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		46,189
売上原価		30,443
売上総利益		15,745
販売費及び一般管理費		8,986
営業利益		6,759
営業外収入		
受取利息及び配当金	408	
為替差益	462	
持分法による投資利益	416	
売却電収	36	
雑収入	121	1,446
営業外費用		
支払利息	65	
減価償却費	15	
雑損失	33	114
経常利益		8,091
特別利益		
固定資産売却益	227	
補助金収入	37	265
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	104	
減損損失	452	
特別退職金	203	762
税金等調整前当期純利益		7,594
法人税、住民税及び事業税	1,585	
法人税等調整額	540	2,126
当期純利益		5,467
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		5,464

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	7,947	9,609	69,364	△61	86,859
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,040		△3,040
親会社株主に帰属する当期純利益			5,464		5,464
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	2,423	△0	2,423
当 期 末 残 高	7,947	9,609	71,787	△62	89,282

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 金 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 累 計 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	243	7,012	32	7,288	57	94,205
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,040
親会社株主に帰属する当期純利益						5,464
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	173	781	△35	920	2	922
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	173	781	△35	920	2	3,346
当 期 末 残 高	417	7,793	△3	8,208	60	97,551

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,585	流動負債	13,404
現金及び預金	6,409	支払手形	9
受取手形	501	電子記録債権	814
電子記録債権	855	買掛金	1,073
売掛金	10,768	短期借入金	2,131
商品及び製品	9,468	1年内返済予定の長期借入金	1,080
仕掛品	8,570	リース負債	88
原材料及び貯蔵品	2,941	未払金	3,742
前払費用	223	未払費用	349
未収還付法人税等	272	前受り金	1,791
未収消費税等	510	預り金	329
その他	2,062	賞与引当金	259
固定資産	50,168	役員賞与引当金	25
有形固定資産	34,779	設備関係支払手形	192
建物	8,579	資産除去債務	11
構築物	573	その他	1,503
機械装置	12,909	固定負債	5,004
車両運搬具	40	長期借入金	3,764
工具器具備品	1,071	リース負債	257
土地	5,441	資産除去債務	560
リース資産	862	その他	423
建設仮勘定	5,302	負債合計	18,408
無形固定資産	691	(純資産の部)	
特許権	0	株主資本	73,926
ソフトウェア	184	資本金	7,947
ソフトウェア仮勘定	500	資本剰余金	9,789
その他	7	資本準備金	9,789
投資その他の資産	14,696	利益剰余金	56,251
投資有価証券	795	利益準備金	73
関係会社株	3,555	その他利益剰余金	56,178
関係会社出資金	2,604	圧縮積立金	374
関係会社長期貸付金	7,073	別途積立金	24,000
長期前払費用	25	繰越利益剰余金	31,804
前払年金費用	768	自己株式	△62
その他	184	評価・換算差額等	417
貸倒引当金	△310	その他有価証券評価差額金	417
資産合計	92,753	純資産合計	74,344
		負債・純資産合計	92,753

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		31,098
売 上 原 価		21,845
売 上 総 利 益		9,252
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,173
営 業 利 益		4,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,914	
為 替 差 益	487	
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	201	
雑 収 入	85	2,689
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49	
減 価 償 却 費	15	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	20	
雑 損 失	9	94
経 常 利 益		6,674
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	158	
補 助 金 収 入	17	175
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	103	
固 定 資 産 売 却 損	0	103
税 引 前 当 期 純 利 益		6,746
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,345	
法 人 税 等 調 整 額	243	1,588
当 期 純 利 益		5,157

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	
当 期 首 残 高	7,947	9,789	9,789	73	428	24,000
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
圧 縮 積 立 金 の 取 崩 し					△54	
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
自 己 株 式 の 取 得						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△54	-
当 期 末 残 高	7,947	9,789	9,789	73	374	24,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	29,633	54,135	△61	71,810	243	243	72,054
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
圧 縮 積 立 金 の 取 崩 し	54	-		-			-
剰 余 金 の 配 当	△3,040	△3,040		△3,040			△3,040
当 期 純 利 益	5,157	5,157		5,157			5,157
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					173	173	173
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,171	2,116	△0	2,116	173	173	2,290
当 期 末 残 高	31,804	56,251	△62	73,926	417	417	74,344

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

東洋炭素株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 濃 部 雄 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋炭素株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋炭素株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を

整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

東洋炭素株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 濃 部 雄 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋炭素株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにあ

る。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

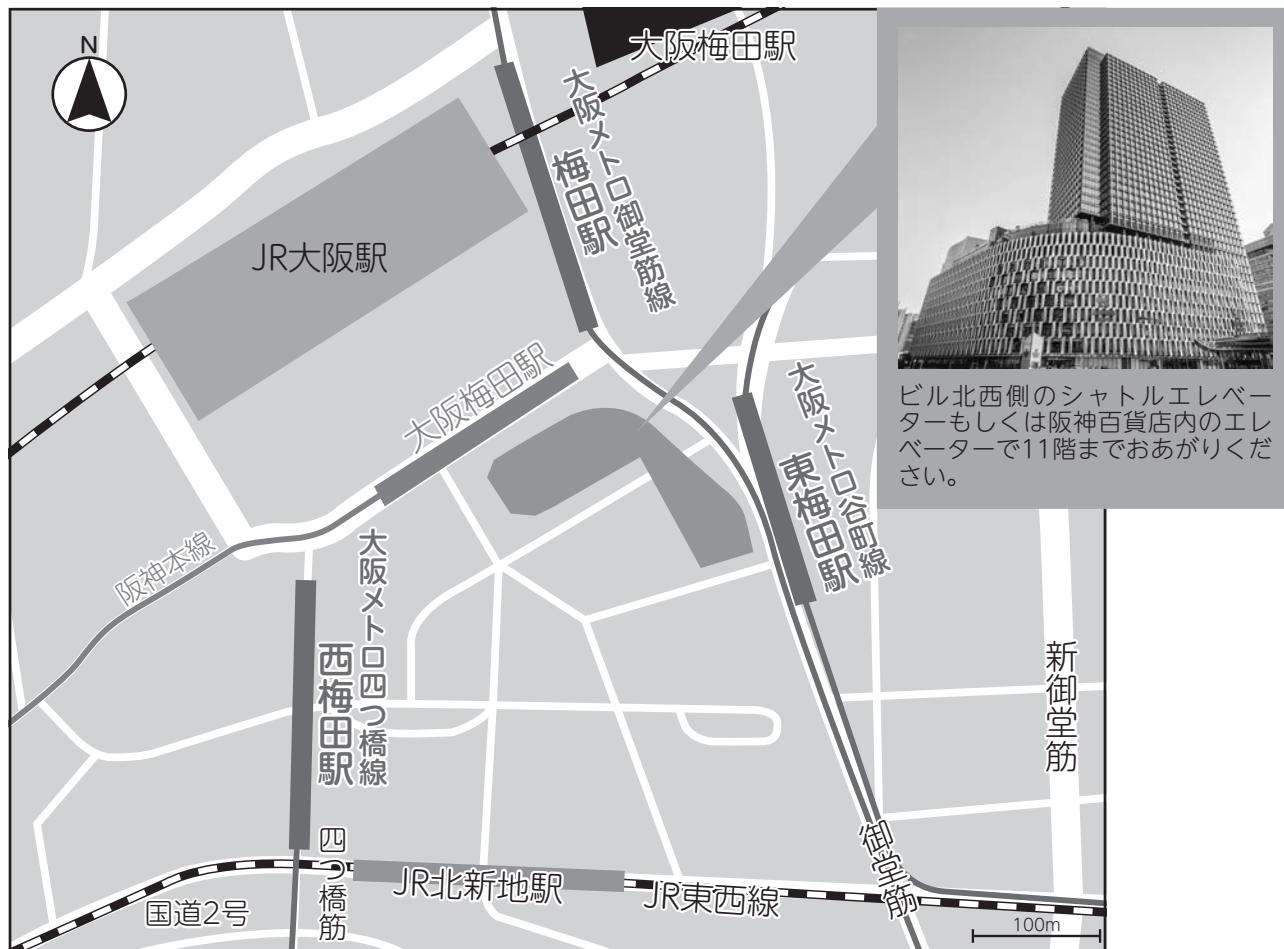
東洋炭素株式会社 監査役会

監査役（常勤）坊 木 斗志己 ㊞
監査役（社外監査役）今 井 和 弘 ㊞
監査役（社外監査役）植 村 淳 子 ㊞

株主総会会場 ご案内図

会場

大阪市北区梅田一丁目13番1号
梅田サウス カンファレンスルーム
(大阪梅田ツインタワーズ・サウス11階)
電話 050-3097-4950



ビル北西側のシャトルエレベーターもしくは阪神百貨店内のエレベーターで11階までおあがりください。

交通

JR「大阪」駅より徒歩3分
JR「北新地」駅より徒歩4分
阪急「大阪梅田」駅より徒歩7分
阪神「大阪梅田」駅より徒歩1分

大阪メトロ御堂筋線「梅田」駅より徒歩1分
大阪メトロ四つ橋線「西梅田」駅より徒歩3分
大阪メトロ谷町線「東梅田」駅より徒歩2分

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



UD
FONT